

第六十八号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年九月十九日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例
江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二都市開発部の表六十の項の次に次のように加える。

六十の二 建築基準法施行令第百三十七条の十二第六項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	一件につき 二万八千円	認定申請のとき
六十の三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第七項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	一件につき 二万八千円	認定申請のとき

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の改正に伴い、既存の建築物に対する制限緩和の認定申請に係る事務手数料を新設する必要があるので、本案を提出いたします。